

設 計		校 合	
--------	--	--------	--

委 託 ~~設 計 書~~
仕 様 書

令 和 8 年 度

件 名 有害大気汚染物質モニタリング調査業務委託

委託場所 川越市宮下町2丁目7番地4ほか2箇所

設 計 額 ¥

積算原価 (¥)

委 託 の 大 要
川越測定局、高階測定局、仙波測定局の3箇所において、環境大気中のベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等24物質のモニタリング調査を月1回延べ年12回行い年平均値を求める。
委 託 の 理 由
大気汚染防止法第18条の4第1項及び第22条第1項の規定に基づき、有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握するため。

有害大気汚染物質モニタリング調査業務委託

委託内訳書					
名称	数量	単位	単価	金額	摘要
1 分析費					精度管理に要する検体数を含めて考慮すること
ベンゼン	36	検体			
トリクロロエチレン	24	検体			
テトラクロロエチレン	24	検体			
ジクロロメタン	24	検体			
アクリロニトリル	24	検体			
塩化ビニルモノマー	24	検体			
水銀及びその化合物	24	検体			
ニッケル化合物	24	検体			
クロロホルム	24	検体			
1,2-ジクロロエタン	24	検体			
1,3-ブタジエン	36	検体			
ヒ素及びその化合物	24	検体			
アセトアルデヒド	36	検体			
塩化メチル	24	検体			
クロム及び三価クロム化合物	24	検体			
酸化エチレン	24	検体			
トルエン	36	検体			
ベリリウム及びその化合物	24	検体			
ベンゾ[a]ピレン	36	検体			
ホルムアルデヒド	36	検体			
マンガン及びその化合物	24	検体			
キシレン	36	検体			
六価クロム化合物	24	検体			
クロム及びその化合物	24	検体			
1小計					
2 サンプルング費					
①機器損料	1	式			消耗品費含む
②設置回収費	1	式			現地調査費及び試料採取費含む
③運搬費	1	式			
2小計					
3 報告書作成費	1	式			
4 諸経費	1	式			二重測定費含む
計					
消費税					
合計					

業 務 委 託 仕 様 書

1 総則

川越市（以下「発注者」という。）及び受注者は、川越市内における有害大気汚染物質モニタリング調査業務委託に関し、契約書に定めるもののほか、この仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2 業務内容

(1) 委託期間

委託期間は契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(2) 調査内容

大気汚染防止法第18条の4第1項及び第22条第1項に基づき、有害大気汚染物質モニタリング調査を行う。また、環境省から提供される、有害大気汚染物質モニタリング調査結果の報告様式に当該年度の測定データを入力する。環境省に報告するにあたり、様式の変更が生じた場合には、作成に可能な限り協力すること。

(3) 委託条件

計量法第107条の計量証明事業（事業区分：濃度大気）について、都道府県知事の登録を受けている者。

3 試料採取及び分析

(1) 調査及び分析上の注意

- ① 調査地点は別表1のとおりとする。
- ② 調査項目は別表2のとおりとする。
- ③ 試料採取は毎月1回、24時間連続採取とする。
- ④ 発注者は受注者に対し、試料採取日を指示する。
- ⑤ 試料採取及び分析は、環境省「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に準じて実施する。なお、精度管理として測定値の信頼性を確保するため、少なくとも二重測定は年4回1項目ごとに1試料、トラベルブランクは年2回1項目ごとに3試料行う。
- ⑥ 試料採取は、装置の取扱い等を熟知した者が行うこととし、2名以上で行う。
- ⑦ 受注者は発注者から特別の指示がない限り、採取した試料を速やかに分析測定する。
- ⑧ 受注者は調査分析の体制整備及び精度管理に努め、円滑な履行を図る。
- ⑨ 受注者は調査を行う場所において、発注者の指示に従う。
- ⑩ 発注者は必要に応じ、本件業務に必要な限度において、受注者の行う試料採取の現場に立ち会い、また受注者の分析施設に立ち入って、本件業務の実施状況を検査することができる。
- ⑪ 発注者は周辺環境の状況が調査結果に影響を与えると判断した場合、また天候不順、測定設備故障及び事故等により、調査が続行不能と判断した場合は、再調査を指示するものとし、この調査は受注者の負担において行う。
- ⑫ 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要があ

る。

- ⑬ ハイボリュームエアサンプラーは、低騒音モーター型のものを使用し、測定局敷地境界付近で45dB程度まで音を抑え、周辺への影響に配慮する。

(2) 書類の保管

受注者は、調査及び分析に使用した野帳、その他の書類を報告書提出後3年間保存し、発注者から提出の求めがあった際は、提出に応じる。

4 報告

(1) 計画書等

受注者は次の書類を作成し、契約締結後、発注者へ速やかに提出する。記載内容に変更があったときも同様とする。

- ① 委託業務実施計画書（工程表含）
- ② 管理技術者等通知書
- ③ 測定方法（標準作業手順書等、試料採取から分析結果までのフロー、使用する機材（写真撮影等したもの）がわかるもの）
- ④ 計量証明事業登録証の写し
- ⑤ 緊急時の連絡先
- ⑥ その他、発注者の指示する事項

また、受注者は発注者と協議を行った場合には議事録を作成し提出する。

(2) 分析結果の報告

受注者は分析が終了した際は、担当者に対してその旨報告する。また、異常等が確認された場合は、担当者に報告のうえ早急に再調査等を実施し、月間報告書の提出期限を順守するよう努める。月間報告書は試料採取後30日以内に発注者へ1部提出する。ただし、3月の月間報告書は委託期間内までに提出する。月間報告書には次の事項を記載し、書式は発注者の指示に従う。

- ① 分析項目、結果、単位（Excelデータ含）
- ② 試料採取年月日及び時刻、分析期間、証明年月日
- ③ 気象条件、作業日報（現場野帳、分析野帳等）
- ④ 精度管理に関する事項（トラベルブランク及び操作ブランクの評価等）
- ⑤ 測定操作に関する事項（分析方法、定量下限値及び検出下限値等）
- ⑥ 社名、代表者氏名（押印）、住所及び電話番号、環境計量士の氏名（押印）
- ⑦ その他担当者の指示する事項

(3) 完了報告

業務が完了したときは、次の事項を厳守し、年間報告書を提出する。

- ① 提出期限：委託期間内
- ② 提出先：川越市環境部環境対策課
- ③ 記載事項：月間報告書と同じ
- ④ 提出部数：年次報告として1部（A4版）
- ⑤ その他：年間報告書は電子データの記録媒体を併せて提出すること。なお、測定

結果は PDF ではなく Excel ファイルに入力したものとする（Excel データの表やグラフ等を利用するので Excel を Word に貼り付けていない Excel データ）。

(4) その他

次の事項を厳守し、環境省報告様式分析データを提出する。

- ① 提出期限：発注者の指定する日
- ② 提出先：川越市環境部環境対策課
- ③ 記載事項：発注者指定の環境省報告電子ファイルの様式に従い、測定データ等を入力する。
- ④ その他：電子データの記録媒体を提出すること。

5 その他

- (1) 支払方法は完了払いとする。
- (2) 調査測定に要する一切の用具、消耗品等は受注者の負担とする。
- (3) この契約の締結後に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (4) その他、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない事項については、発注者及び受注者が協議をして別途定める。

別表1 調査地点

調査地点名	住所
川越測定局	川越市宮下町2丁目7番地4
高階測定局	川越市砂新田1丁目15番地
仙波測定局	川越市仙波町4丁目18番地15

別表2 調査項目

調査項目		調査地点名		
		川越測定局	高階測定局	仙波測定局
1	ベンゼン	○	○	○
2	トリクロロエチレン	○	○	-
3	テトラクロロエチレン	○	○	-
4	ジクロロメタン	○	○	-
5	アクリロニトリル	○	○	-
6	塩化ビニルモノマー	○	○	-
7	水銀及びその化合物	○	○	-
8	ニッケル化合物	○	○	-
9	クロロホルム	○	○	-
10	1,2-ジクロロエタン	○	○	-
11	1,3-ブタジエン	○	○	○
12	ヒ素及びその化合物	○	○	-
13	アセトアルデヒド	○	○	○
14	塩化メチル	○	○	-
15	クロム及び三価クロム化合物	○	○	-
16	酸化エチレン	○	○	-
17	トルエン	○	○	○
18	ベリリウム及びその化合物	○	○	-
19	ベンゾ[a]ピレン	○	○	○
20	ホルムアルデヒド	○	○	○
21	マンガン及びその化合物	○	○	-
22	キシレン	○	○	○
23	六価クロム化合物	○	○	-
24	クロム及びその化合物	○	○	-